

# 日本におけるホームレス予防施策を目指した ホームレスのきっかけに関する研究

岡本祥浩

## はじめに

現在の日本社会では、次々に住居を維持・確保できない事態が顕在化している。その一端を二つの報道で紹介する。

NHKの「クローズアップ現代+」で「車上生活 社会の片隅で…」(2019年11月19日)が放映された。「車しか行き場がない」と道の駅の駐車場などで暮らす車上生活者たちの実態が紹介された。トラック運転手の職を失い、亡き妻との思い出が詰まった車で、食うや食わずの生活を続ける60代の男性。幼少期の虐待が原因で対人関係がうまく築けず、各地を転々とする20代の男性。認知症の妻が徘徊するため「誰にも迷惑をかけたくない」と高速道路のサービスエリアで車上生活を送る70代の夫婦など、社会の片隅で車上生活を送る人々の実態が紹介された(<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4355/index.html> 2019年11月24日閲覧)。以下に紹介された事例を居住喪失の観点から要約する。

男性(66)の収入は月に10万円の年金だった。アパート暮らしだと家賃4万円と光熱費もかかり、毎月4万円ほどの赤字になる。車を所持していると生活保護は支給されないが、亡くなった妻との思い出が詰まっている車は手放せない。車上生活だと年金の10万円で何とかなる。

男性(27)は1か月前まで、派遣社員だった。朝8時から夜中の1時までトラックの製造ラインで働いていたが、限界を感じて退職した。会社の寮を出て、車上生活をしている。

女性(30代)は、幼い子どもを連れて車上生活を余儀なくされた。夫婦は両親と疎遠で、親戚と同居していたが、トラブルからそこで住み続けられなくなった。幼い子どもを抱えていたため、友人に相談することをためらった。夫婦共に日雇い仕事をしていたが、収入は月に10万円ほどだった。アパートを借りる余裕はなく、車上生活を余儀なくされた。長女は1歳で、長男を妊娠していた。女性は行政の支援で、現在は夫と3人の子どもとアパートで暮らす。

神奈川県海老名サービスエリアでは、70代の夫婦が2年間、車上生活を送っていた。妻が認知症で徘徊（はいかい）することを心配して“近所に迷惑かけたくない”と家を出ざるを得なかった。

夫婦と子どもたちの5人家族は、公園の水道で洗濯をするなどして車上生活を送っていた。長女は小学2年生だったが、通学させていなかった。

働きながら車上生活を送る清掃員の女性もいた。住宅ローンを返すために借金を重ね、多重債務に陥った。給料のほとんどは借金の返済に消え、車上生活から抜け出せなくなっていた。

家は近くにあるけれど、事情があって帰れないという50代の女性もいた。心配した道の駅の従業員が警察に通報すると、夫のDVから逃れるために車上生活をしていることが分かった（<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4355/index.html> 2019年11月24日閲覧）。

読売新聞は、「安心の設計 みんなで未来へ 安全網を考える」という特集を組んでいる。そこにはある出来事をきっかけに生活が困窮した事例が紹介されている（2019年9月23日付け「読売新聞」13頁）。三つの事例が紹介されているが要約すると以下のようになる。一番目の事例は、非正規、アルバイトを渡り歩くが、月収が10万円あまりしかなかった40歳女性だ。多額の借金に追われる両親から援助を求められ、貧困にあえいでいた。二番目は介護離職の55歳男性の事例だ。認知症の父と心臓の悪い母を助けられないわけには行かず、介護離職した。福祉分野の食事提供の仕事に就いたが、介護と仕事の時間配分の難しさや収入の減少で生活は困窮した。三番目の事例はホームレスになった事例だ。48歳男性は柔道整復師として病院に勤めていた。病院の経営方針の変更で理学療法士が雇用され、男性の居場所が無くなったように感じ、退職した。その後、転職先を探すも見つからず、実家の兄とは折り合いが悪く、建設日雇いの仕事に頼り寄せ場で暮らすようになった。しかし、持病の肺気腫が悪化し、肉体労働もできず路上生活に追い込まれた。

このように長い人生の中のちょっとしたことがきっかけで居住が困窮し、居住を維持できなくなる例を挙げるのに暇が無い。いったん住居を失ってしまうと「住居が無いから仕事を見つけられない」「仕事が無いから住居を維持できない」と言う「住居と就労の喪失の負のスパイラル」にはまりこみ、そこから逃れることが困難になる。まず住居の喪失を予防することが必要だ。そのためには住居喪失をもたらすような出来事を特定すること、それを予防すること、もし起こったとしても影響を緩和することが重要になる。

そこで本稿では居住困窮をもたらす出来事が何であるのか、それが人生のどのような場面や位置で発生するのかを明らかにし、居住困窮の予防に資することを目的とする。その結果として、誰もがその人らしい居住を実現できる「居住福祉社会」の構築を目指したい。

## 1. 本稿のねらい

本稿は居住困窮の引き金となるきっかけを明らかにし、それらへの対処を通してホームレス状態に至ることへの予防策の構築に寄与することをねらいとする。

## 2. 研究の方法

### (1) 分析の視角

人は、人生においてそのライフステージに相応しい居住を実現するために居住を変化させる(Housing Pathway)。例えば、独身時には自分の都合で住居を選べば良いが、結婚すると配偶者の都合やライフスタイルと調整しなければならない。子どもの誕生は産婦人科や小児科の必要性を生じさせ、そうした医療施設へのアクセスが住居立地の重要な要因となる。子どもが学齢期には居住地環境が重要な要因になる。退職すると交通費の負担が行動範囲を狭め、居住地の環境が暮らしの質を左右する。このようにその人に相応しい暮らしを実現するにはライフステージに合わせた居住や住居が必要で、そのために転居も少なくない。しかしながら居住を変化させる不安定な状態において居住の維持が困難な出来事(trigger)が生じると、ホームレス状態に陥る蓋然性が高くなる(Susan Hutson and David Clapham eds. 1999, Homelessness Public Policies and Private Troubles, Cassell)。そういう意味でライフサイクル全体を視野に入れて、居住困難を導くどのようなきっかけがどのようなライフステージの状態のときに生じるのかを見極めることは適切な居住を維持していくうえで重要である。

一般的に、「社会経済の変化」や「人口構造の変化」がもたらした不安定な状態で「個人的な問題(原因;家族の人間関係、精神的問題、薬物やアルコール依存症、施設経験)を抱えることがホームレスへの道筋を形成すると考えられている。個人的問題として「家族の人間関係」、「精神的問題」、「薬物やアルコール依存症」、「施設経験」が指摘されている。また、メンタル問題など特定の問題を抱える人々についての経路の議論もされている。

これまでわが国では、貧困状態の研究は多くなされてきたが、貧困状態の原因やその経路に関する研究は少ない。例えば、籠山(籠山(1976))が戦後の農村地域で行った調査や近年に山田(山田(2010))が養護老人ホーム入所者に行った創出過程の調査がある程度である。山田の調査は社会のセーフティネットに救われた高齢者を対象にしているため、養護老人ホームに拾い上げられる属性の人々の過程を考察したことになる。山田は居住問題にも関心を寄せて

調査しているが、ライフステージを「幼少・青年期」「壮年期」「高齢期」の三つに分け創出過程を類型化し、多様な側面から居住不安定化が進行する様子を示している。

そこで本稿では、居住困難の引き金となる出来事が、ライフステージのどの時期に起こり、そのステージはどのような状態なのかを明らかにし、ホームレス状態に陥ることを予防する施策の提起に資することを目的とし、居住に困窮した人々が相談を寄せる公益社団法人愛知共同住宅協会の見守り大家さん「ヘルプライン」の相談データを分析対象とした。

## (2) 分析対象データ

2016年4月1日から2017年3月31日までに公益社団法人愛知共同住宅協会の見守り大家さん「ヘルプライン」に寄せられた286件の相談事例のうち居住困窮のきっかけが明らかな138件を分析対象のデータとする。

# 3. 居住困窮の背景

「居住困窮」の原因から、日本での住宅取得の仕組みが崩壊するとともに居住政策の対応が遅れていることに見出せる。従来の日本の住宅取得の仕組みは、「安定的で将来を見通せる収入」、「長子相続と老親介護の提供」、大規模家族、親戚とのつながり、地域での繋がりなど密接な人間関係を前提とした「保証人制度」で構成されていた。

1990年以降の日本で顕在化してきた状況は、住宅取得の仕組みの崩壊であった。年功序列賃金、終身雇用で安定していた労働者の収入は、非正規派遣労働の普及（40%超）によって不安定で低所得化した。産業構造の変化や企業規模の拡大を背景に子世代が親世代の近くに居住する蓋然性が低下し、世代間互助が困難になってきた。その結果、人口の高齢化とともに世帯の縮小、単身化が進行した。世帯の縮小は世帯内の互助を消失させ、地域内での互助も弱体化していった。その一方で、密接な人間関係を前提とした「保証人制度」は継続され、保証人を提供できない人間関係の希薄な人々の居住の困難が顕在化してきた。特に、人間関係を形成していない若者や知人を亡くしている高齢者などは、保証人を提示できず、その居住困難は深刻である。

1995年に発生した阪神淡路大震災以降、日本列島は地震の活動期に入ったと言われているが、大震災が続き、近年には豪雨や洪水が頻発するようにもなっている。激甚災害による住宅減失が増加し、仮設住宅や復興公営住宅などに居住する世帯が増えるとともに一部損壊した住宅にそのまま継続して暮らす者も増えている。

いずれにしても世帯の脆弱性の増大、これまで依拠してきたインフォーマルな互助の喪失、

家計の経済力の低下が生じる中で、戦後復興期、高度経済成長期に構築された制度や政策が展開されているのが現状である。現在の日本の状況は、前述したような世帯状況の変化に合わせて居住政策の焦点を住宅取得から居住維持に移す必要に迫られていると考えられる。

#### 4. 調査結果

分析対象事例のライフステージ別居住困窮のきっかけを表にまとめ、列挙した。

事例全体では、「住居の喪失」（32.6%）、「インフォーマルな互助の喪失」（30.4%）、「健康問題」（24.6%）が居住困窮の3大きっかけとなっている。

ライフステージ別に居住困窮のきっかけを見ると、「不安定な思春期から自立期」では、安定した収入を得られないなどから「家計・経済問題」が居住困窮のきっかけになっている。

「不安定な世帯形成期」では、DVや人間関係の問題など世帯内の互助が形成できないことがきっかけとなっている。世帯形成直後に配偶者や同居者を失い、安定的な生活を実現する前に困難に直面している。DVという事象も安定的な世帯が形成される前に顕在化している。世帯形成前後の不安定な時期に世帯内で生ずる問題への様々な対処が示されている。

「安定的な世帯期」では、病気や事故などの「健康問題」（39.1%）、DVや人間関係の問題、同居者の転出などによる「世帯内互助の喪失」（28.4%）、退職による寮や社宅からの退去などの「住居の喪失」（18.9%）が居住困窮の3大きっかけとなっている。

安定的な世帯期の「健康問題」は、生まれつき障がいを抱えていても親などに生活を支えてもらっていたために問題が顕在化しなかったが親などの死亡で問題が顕在化した「8050」タイプの事例、病気の発症を契機に生活困窮に陥った事例、事故がきっかけで仕事ができなくなり生活困窮に陥る事例に区分できる。比較的安定した世帯期で、健康状態がきっかけとなる居住困難が他のステージに比べて明確になりやすい。

安定的な世帯期の「インフォーマル互助の困難」は、前のステージに引き続きDV、離婚、配偶者との別居など配偶関係の困難な状態が大きな要因となっている。さらに同居者や大家などとの人間関係の問題も居住困窮の要因となっている。

安定的な世帯期の「住居の喪失」は、退職による会社の寮や社宅などからの退去、老朽化・取り壊しを理由にした退去、売却による退去、施設退去をきっかけにするものであった。

「退職後/老後」では、老朽化や再開発などによる建替えによる「住居の喪失」（54.5%）が最も多く、次いで高齢による同居者や保証人の喪失、DVや子どもとの人間関係の悪化など「インフォーマルな互助の喪失」（27.3%）が主な居住困窮のきっかけとなっている。

表 ライフステージ別居住困難のきっかけ

% (実数)

ライフステージ	家計・経済問題	健康問題	インフォーマルな互助の喪失	住居の喪失	事件・災害	劣悪な住居	合計
不安定な思春期から自立期	100.0 (2)	0	0	0	0	0	100.0 (2)
不安定な世帯形成期	0	0	85.7 (6)	14.3 (1)	0	0	100.0 (7)
安定的な世帯期	6.8 (5)	39.1 (29)	28.4 (21)	18.9 (14)	2.7 (2)	4.1 (3)	100. (74)
退職後/老後	5.5 (3)	9.1 (5)	27.3 (15)	54.5 (30)	1.8 (1)	1.8 (1)	100.0 (55)
合計	7.2 (10)	24.6 (34)	30.4 (42)	32.6 (45)	2.3 (3)	2.9 (4)	100.0 (138)

退職後/老後の「住居の喪失」の原因は、退職による寮、社宅からの退去と建物の撤去・解体に伴う退去が大きな要因となっている。

退職後/老後の「インフォーマルな互助の喪失」は、前ステージに比べて多様な原因になっている。退職後の問題として「子どもが養育しない」や「関係が悪くなった」が浮上してくる。また同居人との関係では「死別」による問題が、「保証人」になってもらえる人々も高齢者が多いことから大家や仲介業者が認めるような「保証人」を提示し得なくなるという問題が発生している。

特筆すべき点として、甚大な災害を被ったのち支援終了をきっかけとして居住困窮に陥っている事例の存在である。

全体を通して、安定期の「健康問題」、退職後/老後の「住居の喪失」、そして不安定な思春期から自立期を除いた全ステージで「インフォーマルな互助や人間関係の喪失」が居住困窮の3大きっかけとなっている。

## まとめ

居住を困窮させる出来事をライフステージに着目して区分することでライフステージごとの特徴ある居住困難のきっかけが明らかになった。

すなわち「不安定な思春期から自立期」では家計・経済問題、「不安定な世帯形成期」ではインフォーマルな互助の喪失、「安定的な世帯期」では健康問題・インフォーマルな互助の喪失・住居の喪失、「退職後/老後」では住居の喪失・インフォーマルな互助の喪失が主要な原因と言う特徴を示している。

要因毎にライフステージによる変化を見ると、健康問題は生まれつきの問題と発症を原因とする問題に分けられることが明らかになった。

インフォーマルな互助の喪失は、世帯形成前後はDVが大きな問題であるが、世帯形成後の時間が長くなるにつれて離婚、別居がその原因に加わり、高齢になるとともに子どもとの関係や配偶者や同居者の死亡など加齢による問題が増えてくる。今後の高齢者の増加を念頭に置くと、高齢の保証人が認められないという事実は注目されるべき事態で今後、大きな問題になることが懸念される。

住居の喪失は、日本の特徴として就労に依存した寮や社宅の問題が指摘できる。就労の喪失が直ちに居所の喪失を意味するという仕組みは、生活の全てを資本金が管理してしまうことからILOは1961年に「労働者住宅勧告」を提起した。世帯形成期から安定的な世帯期に至るまで何らかの理由で仕事を失うことで居所も失っている。退職後や老後には定年退職とともに居所を失うという状態に至る。高齢で仕事と居所を失った者が居所を得ることは大変困難だということは想像に難くない。さらに退職後／老後に増えてくる理由として、建物の解体・撤去による退去である。取得した住居の維持管理について年月を経て補修を選ぶか、建替えを選ぶかは大きな問題である。戸建てであれば所有者の判断だけで決せられるが、集合住宅の場合、区分所有者の五分の四以上の意志で決まる。多くの集合住宅が建替えの検討時期を迎える今後は、当人の意志に反して転居せざる得ない者が増えることが懸念される。

今後、個別の症例検討を通して、居住困窮の予防施策を検討する予定である。

尚、本稿は科学研究費補助金・基盤研究（C）「ライフコース上の居住リスクに関する基礎的研究」（課題番号：17K04273）を受けた研究成果の一部である。また本研究は、中京大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会の審査を経て実施している。

本稿は、「居住困窮の引き金」『「居住福祉」を目指して』（近刊）を、修正・構成し直したものである。

## 参考文献

NHK「クローズアップ現代+」「車上生活 社会の片隅で…」(2019年11月19日放映)、<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4355/index.html> 2019年11月24日閲覧

Susan Hutson and David Clapham eds. 1999, Homelessness Public Policies and Private Troubles, Cassell  
籠山京（1976）『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会

読賣新聞、「安心の設計 みんなで未来へ 安全網を考える 1」（2019年9月23日付け「読賣新聞」13頁）

山田知子（2010）『大都市高齢者層の貧困・生活問題の創出過程：社会的周縁化の位相』学術出版会

〈参考〉ライフステージ別出来事の症例（症例の後ろの番号は整理番号）

I 不安定な思春期から自立期の問題～正規就労ができない

- ・22歳、男性。適応障害で生活保護受給。転居指導（196）。
- ・26歳、男性。自閉スペクトラム。就労先の借り上げ住宅に住んでいたが、退職（205）。

II 不安定な世帯形成期

1. インフォーマルな互助の形成困難

① 配偶者の喪失

- ・39歳、女性。1年前に婚約者を亡くし、無職。メンタルの病気がある（85）。

同居者の転居

- ・21歳、女性。1歳9ヶ月の女兒との母子。叔母さんの借りている賃貸マンションに居候。おばさんが県外に転居（198）。

② 結婚後のDV

- ・35歳、女性。離婚検討中。小学校3年生の子どもと同居（106）。
- ・36歳、女性。県営住宅に居住。三人の子ども（中二、小五、小四）をつれて離婚したい（207）。
- ・37歳、女性。子ども三人。DV被害者（212）。
- ・48歳、女性、娘、1歳6ヶ月の孫。内縁の夫からのDV（16）。

2. 住居の喪失

① 取壊し

- ・30歳、女性。大学時代からの寮に住んでいるが、老朽化で取り壊すため、退去要請。障害手帳2級。希死念慮がある（267）。

III 安定的な世帯期

1. 家計・経済問題

① 退職、失業

- ・31歳、ブラジル国籍の男性。妻は29歳、日本人。失業して家賃を滞納（117）。
- ・38歳、男性。仕事がなく、家賃を2ヶ月滞納、退去要請（143）。
- ・39歳、女性。子ども二人。夫が働かなくなり連絡が取れない。夫の名義で契約した住宅の家賃を滞納（168）。
- ・50歳、男性。失職後家を失った（142）。

② 多重債務、不安定な収入

- ・60歳、女性。サラ金からの多重債務で家賃滞納。仕事はビジネスホテルのパートと夜の仕事で月10

万円程度（137）。

③ 家賃滞納

- ・ 37歳、男性。日経ペルー人。永住権あり。妻、小学生の三人家族。家賃滞納で退去を通告された。保証人は日本人でないといけない（261）。

2. 健康問題

① 生まれつき障害を抱えていた。親の死亡が問題を顕在化させた。所謂、「8050」問題。

- ・ 41歳、男性。知的障害C判定、養育手帳。親と同居して借地の住宅に住んでいたが、親が死亡。建物が老朽化（213）。
- ・ 57歳、男性。双極性障害、うつ病を経て入院。両親と戸建てに住んでいたが、両親は他界（62）。
- ・ 57歳、女性。知的障害4級。父親が亡くなり、一緒に住んでいた住宅を売却する（220）。
- ・ 58歳、男性。母親と同居していた。母の年金と本人の障害年金で暮らしていたが、母が死亡したために退去。足が悪くて働けない（135）。
- ・ 60歳、男性。市営住宅に居住していたが、母が亡くなったので、転居したい（180）。

② 病気の発症がきっかけ

- ・ 24歳、男性。病気のために生活保護を受給。無料低額宿泊所に居住（171）。
- ・ 28歳、男性。父親との関係の悪い、統合失調症の息子（187）。
- ・ 36歳、男性。離婚、子どもとの別居がうつ病の引き金になった。企業で働いていたが、病気のために無理。うつ病で施設居住（162）。
- ・ 44歳、男性。糖尿病で入院。入院の際に住宅を解約（83）。
- ・ 44歳、男性。ブラジル国籍。糖尿病で働けず、生活保護受給。息子夫婦と住んでいるが、嫁が入ってくれず、息子が帰ってくるのを待って帰る（203）。
- ・ 46歳、男性。てんかん発作、うつ病で退職（242）。
- ・ 47歳、男性。精神疾患で休職。傷病手当を受けていたが、打ち切られた。退職。精神障害3級。離婚。生活保護を受給し、家賃57,000円のために転居始動を受けた（250）。
- ・ 48歳、男性。妻、高一の娘の三人暮らし。自営していたが、体調が悪くなり、働けず、住宅ローンの滞納。糖尿病で脚と目が悪い（170）。
- ・ 51歳、男性。鉄工所を経営。体を壊して働けなくなる。精神障害者2級、車椅子生活（123）。
- ・ 51歳、女性。脚が悪く、腎臓が悪く、働けない。生活保護を申請（266）。
- ・ 51歳、男性。31歳、女性（妻、中国人）。癌が見つかり自宅待機となった。期間社員のために失業手当が無い。ひとりりで入居契約をしていたが、妻と二人で暮らして、管理会社から退去を迫られた（273）。
- ・ 52歳、女性。夫が心臓病で退職。家賃滞納で退去要請（65）。

- ・ 53歳、男性、妻、次男（21歳）。精神疾患のために国家公務員を退職し、公務員住宅を退去せざるを得ない（18）。
- ・ 54歳、男性。3年くらい前まで運送関係の仕事をしていた。膀胱が悪く、糖尿病も患っている。ゲームセンターに寝泊りしている（276）。
- ・ 58歳、男性。栄養失調で倒れているところを発見された。アルコール依存症（184）。
- ・ 58歳、男性。63産、女性の夫婦。妻はパニック障害で通院。居住環境が悪く、転居を勧める診断書が書かれた（270）。
- ・ 60歳、女性。58歳、夫。夫は週三回の透析。心臓のバイパス手術。低家賃の住宅に転居したい（154）。
- ・ 61歳、女性。肩甲骨の軟骨が重い荷物を持つ仕事で潰れた。うつ病で働けなくなった。生活保護を受給し、71,000円の家賃なので転居指導を受けた（253）。
- ・ 67歳男性。肩を痛めて大工ができなくなった（35）。
- ・ 70歳、男性。タクシー運転手。会社の寮に居住。脊柱管狭窄症で入院手術。退職のため住む家がない（14）。

③ 事故がきっかけ

- ・ 30歳、女性。交通事故でむち打ち症。エステ勤務だが満足に働けない（月11万円）。家賃が6万円で、債務が100～150万円（140）。
- ・ 50歳代、男性。脳出血、左麻痺。入院時に住宅を解約。家族との関係が悪く同居できない（104）。
- ・ 51歳、女性。25歳の息子と同居。息子名義の契約。息子が車の事故で失業。本人の仕事も減り、家賃が払えない（185）。
- ・ 52歳、男性。交通事故で入院。更生施設には入りたくない（147）。
- ・ 55歳、男性。工場の事故で指を切断し、障害者4級。高次脳障害で入院（157）。

3. インフォーマル互助の困難

① DV

- ・ 39歳、女性（フィリピン人）、20歳と9歳の息子。69歳の日本人夫が金を巻き上げる。お金を出さないなら出て行けという（40）。
- ・ 40歳、女性。夫のDVで離婚調停（148）。
- ・ 44歳、女性。DVで施設保護。精神障害2級、うつ病（181）。
- ・ 45歳、女性。夫の性的、言葉のDV。結婚以来、生活費を渡してくれない。看護師だが、うつ病のため週三日の午前中のみ働いている（234）。
- ・ 48歳、女性。DV被害者で施設に入居中（133）。
- ・ 59歳、女性。息子夫婦と同居。戸を思いっきり閉めたり、水道の元栓を閉められたりする（49）。

- ・ 51歳、女性。継母からの虐待、夫のDV、発達障害の息子（101）。
- ・ 53歳の女性と20歳の娘。DVのためビジネスホテルに避難（15）。
- ・ 56歳、フィリピン人女性。DV被害者、シェルターに居住（121）。
- ・ 56歳、女性。24歳の息子と避難（172）。

② 離婚

- ・ 30歳代、女性。子ども4人。離婚し、実家に戻った（178）。
- ・ 40歳前後、女性。夫との関係で精神を病んだ。精神障害2級。中学2年生の息子となるべく早く家を出たい（275）。
- ・ 42歳、女性。19歳、女性。18歳、男性。5歳、男性。離婚に向けて別居する家を探す（223）。
- ・ 44歳、女性。離婚したが、元夫の名義の借家に住んでいた。退去要請（192）。
- ・ 46歳、男性。離婚。子どもが12歳、9歳、5歳、4歳、2歳の5人。下の子ども三人が次々に体調を崩し、仕事を休みがちになり退職。家賃滞納（249）。

③ 配偶者と別居

- ・ 27歳、女性。同居者が契約していたアパートに住んでいたが、同居者が退去した（113）。
- ・ 60歳、女性。5年程度別居しているが、籍が入っているので、公営住宅に申し込みない（99）。

④ 同居者との人間関係が悪い

- ・ 47歳、男性。母親と同居しているが、折り合いが悪い。精神病で通院中（238）。
- ・ 49歳、男性。生活保護を受給していたが、離婚したために住宅扶助が37,000円に下がり、転居指導（280）。

⑤ 大家とトラブル

- ・ 47歳、男性。水道管が凍るので直して欲しいと要請したら、管理会社と大家に怒られた。退去して友人の住居に居る（263）

⑥ 高齢の親と同居

- ・ 42歳、女性。母親78歳と持ち家に同居。本人は障害者。将来を考えてアパートに転居したい(255)。

4. 住居の喪失

① 退職

- ・ 20歳、女性。3ヶ月の子どもと二人暮らし。社長の借りた部屋に住んでいたが、派遣会社を辞めたので退去しなければならない（191）。
- ・ 38歳、男性。3月末で会社を辞める。会社が借りている部屋を退去しなければならない（285）。
- ・ 43歳、男性。6人家族(妻、成人した息子、中2、4歳、3歳)。会社を辞めて寮を退去しなければならない（61）。
- ・ 44歳、男性。退職予定。寮を退所（245）。

- ・45歳、男性。借り上げ社宅に住んでいたが、退所のため退去しなければならない(268)。
- ・45歳、男性。解雇のために退寮。子ども一人、妻の三人暮らし(102)。

② 老朽化による退去、取壊し

- ・37歳、男性。妻、子(7,4,2)。建物の老朽化を理由に退去要請(146)。
- ・50歳代、女性。母の代から30年以上、同じ賃貸住宅に住んでいる。母親が12年前に亡くなり、ひとり住まい。建物の老朽化のための建替えて退去要請(159)。
- ・51歳、男性。重い皮膚病のりょうようのために生活保護を受給。アパートの取壊し(284)。
- ・60歳、女性。居住している貸間が老朽化で取り壊し。退去要請(199)。
- ・63歳、男性。知的障害あり、生活保護受給中。大家が亡くなりその息子が相続した。取壊し予定とのことで、退去を要請された(200)。

③ 住居売却

- ・36歳、男性。妻と五人の子どもの(17, 14, 10, 5,4)の七人家族。分譲マンションを借りていたが、売却され、退去要請(260)。
- ・63歳、女性。雇用促進住宅に居住していたが、売却のため退去要請(114)。

④ 障害者の親子が施設から退所

- ・51歳、女性。中学一年生。聴覚障害者の母と長くあることができない子ども。子どもの中学入学を機に施設を退所する(237)。

5. 災害や事件

① 事件

- ・30歳、女性。夫婦で露天商をしていたが、夫が逮捕され、妻は解雇。アパートの退去要請(66)。
- ・74歳、女性。隣家の火災の影響で住めなくなった(39)。

② 災害

東日本大震災、特に福島原発事故からの避難。支援(制度)の終了。

- ・47歳、男性。妻、年長と2歳の子どもの。犬3匹。被災者住宅に居住していたが、退去要請を受けた(160)。
- ・50歳、男性。福島県から避難。県の借り上げ住宅に住んでいたが、個人契約に変更される。精神障害者2級(256)。

6. 劣悪な住居

① 生活騒音のために転居希望

- ・42歳。ペット不可なのに、ペットが居る。鳴き声がうるさい。夜中にマージャンの音がうるさい。外壁からの水漏れ、突然積んでいたダンボールが崩れる。隣人が自殺した。キッチンに立てない。お風呂に入れない。配水管にお湯が通るとガツガツと音がする(222)。

日本におけるホームレス予防施策を目指したホームレスのきっかけに関する研究（岡本）

・61歳、男性。6年前ほど前から上階の水漏れの音がうるさくなくなった。視覚障害。2年前に自殺を考え、メンタルクリニックに通院（221）。

② 過密居住

・34歳、女性。子ども四人、父親、兄、夫の8人の居住。狭い（247）。

IV 退職後/老後～不安定期

1. 家計・経済問題

① 低収入

・75歳、女性。アパートの家賃が払えなくなった（283）。

・86歳、女性。年金4万円。お茶の先生で、弟子の支援で暮らしている。認知症あり（136）。

② サ高住の家賃滞納

・83歳、認知症。サービス付き高齢者向け住宅に居住。孫が金銭管理をしていたが、家賃の滞納が二ヶ月（279）。

2. 健康問題

① 病気、退院

・62歳、男性。脳出血で入院。右側麻痺。生活保護受給（252）。

・66歳、男性。脳梗塞で入院。1、2ヶ月アパートを空けたところ、大家から契約違反だと言われ、強制退去（278）。

・72歳、女性。62歳、男性の夫婦。妻がリュウマチのため木造二階から、一階に転居したい（215）。

・79歳、男性。車椅子生活になったので、前の住宅に住めない（105）。

・79歳、女性。市営住宅にひとり住まい。物忘れが出てきた（244）。

3. インフォーマル互助の困難

① 子どもが養育しない、子どもとの関係悪化

・73歳の夫と妻、妻の妹。息子の契約した物件に住んでいるが、折り合いが悪くなり、退去の必要あり（156）。

・77歳、女性。51歳の息子と同居。息子は統合失調症で無職（55）。

・80歳、女性。無職の息子（56歳）と分譲マンションに居住。マンションのローンを払えない（161）。

② DV

・66歳、女性。夫に暴力をふるって逮捕。精神疾患。夫は脳梗塞で半身麻痺。要介護1（182）。

・72歳、女性。夫の強度のDVとアルコール依存のため（98）。

・76歳、夫。71歳、妻。息子が来て、DV。娘のところに避難（131）。

・78歳、女性。同居している息子から虐待（210）。

③ 離婚

・63歳、女性。市営住宅に居住中。適応障害で二週間に一度通院。離婚のために住居が必要（233）。

④ 同居人の喪失 ～収入や権利の喪失

・72歳、女性。夫が亡くなった。転居したいが、70歳以上では契約してもらえない（64）。

・76歳、女性。借家に知人と二人で居住していたが、知人が他界した。家賃が二倍の四万円になった（201）。

⑤ 保証人の喪失

・61歳、男性。県営住宅に住んでいるが、入居時の保証人が辞退。保証人がいないと退去しなければならない（144）。

・65歳、男性。雇用促進住宅に住んでいるが、市営住宅に転居する。市営住宅には保証人が二人必要（265）。

・80歳、男性。アパート契約時の保証人が死亡。契約更新時に保証人が居ないので退去要請（248）。

⑥ 支援者の転出

・69歳、女性。以前のアパートに住んでいた男性が保証人となり、支援してくれていた。認知症が進み、支援者も転居し、生活が困難（277）。

⑦ 近隣住民とのトラブル

・68歳、男性。病気で仕事ができず、生活保護受給。アパートの上階の住民とトラブルになり、大家から退去を要請された（112）。

4. 住居の喪失

① 退職

・63歳、男性。トラック運転手をしていましたが、退職のため寮を退去（68）。

・64歳、男性。癌の療養のために退職。勤務先の寮からの退去要請（77）。

・64歳、男性。定年退職で社員寮を退去（202）。

・65歳、男性。派遣会社に勤務しているが、65歳で定年退職。会社の寮から退去要請を受けた（240）。

・67歳、退職のために会社の寮から退去を要請される（7）。

・67歳、男性。警備会社に勤務。寮に住んでいたが退職勧告で退去しなければならない（236）。

・69歳、男性。アパートの取壊し（122）。

・70歳、男性。会社の寮に住んでいたが、退職のため退寮した（116）。

・74歳、男性。派遣で就労していたが、仕事がなくなり退寮（86）。

・76歳、女性。社員寮の管理員を退職し、寮を出る（214）。

・79歳、女性。解雇された。会社名義でアパートが契約されていたので、転居要請。

② 建物の撤去・解体・退去

日本におけるホームレス予防施策を目指したホームレスのきっかけに関する研究（岡本）

- ・ 57歳、女性。アパート取壊しのため退去。足腰が弱い（63）。
- ・ 63歳、男性。高齢な大家さん（80歳）のアパートに居住。建物の老朽化による取壊しで退去要請（209）。
- ・ 建物の老朽化を理由に取り壊すために退去を要請される高齢者。二軒長屋で隣人は既に荷物を運び出した（5、69歳、11、72歳、12、67歳）。
- ・ 69歳、男性。アパートの取壊しのために退去要請（167）。
- ・ 70歳、女性。1966年竣工のアパートに1981年から住んでいる。耐震基準を満たしていないので取り壊す。退去要請（239）。
- ・ 70歳、男性。アパートが取り壊されるために退去要請。
- ・ 74歳、男性。84歳、女性（内縁）。分家のアパートに住んでいたが、本家が取り壊されるので、退去要請を受けた（120）。
- ・ 76歳、女性。老朽住宅の建て替えて転居要請（197）。
- ・ 77歳、女性。アパートの取壊しのために退去（174）。
- ・ 79歳、男性。要支援。愛育手帳2の妻。愛育手帳4の長男（42歳）。娘は手帳ギリギリ。老朽化したアパートの取壊しのため退去要請（216）。
- ・ 80歳、男性。61歳、女性。アパートが取り壊される。脳梗塞（119）。
- ・ 80歳、男性。老朽建物の取壊しで、退去要請（190）。
- ・ 81歳、男性。アパート取壊し予定。退去要請（243）。
- ・ 83歳、男性。アパート取壊しのために退去（218）。
- ・ 87歳、女性。名古屋駅の近くの道路拡張のためらしく、アパートの取壊しのために退去要請（258）。
- ・ 94歳女性。耐震性能がないために退去を要請された（52）。

### ③ 転居指導

- ・ 69歳、男性。生活保護規程以上のアパート（7万円）に住んでいて、転居指導。塗装工として月15万円の収入があったが、高齢のため仕事なくなった（145）。

## 5. 災害や事件

### ① 事故

- ・ 68歳、男性。妻、長男。事故を起こし、免許停止。息子は眼の病気で療養中。妻は三年前に脳梗塞。その後、乳がん。事故の相手の費用もあり、家賃滞納に至った。市営住宅に住んでいるが、家賃滞納の裁判で退去要請（254）。

## 6. 劣悪な住居

### ① 子どもの結婚

- ・ 72歳、女性。息子所有のマンションに同居しているが、狭い。息子が結婚を考えているようなので

転居したい。足腰が弱り、働けない (282)